

高齢者虐待の防止のための指針

益子町地域包括支援センター

1 基本的な考え方

益子町地域包括支援センターは、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を行うことで高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活を営むことができるよう、本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく身体拘束をすること。

(2) 介護・養護の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会

(1) 高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

(4) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。

(5) 委員会は各年度1回以上、委員長の招集により開催する。

(6) 虐待防止検討委員会での検討内容

①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

②虐待防止のための指針の整備に関すること。

- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談報告できる体制整備に関すること。
- ⑤職員が虐待等を発見した場合に、町への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修

益子町地域包括支援センターは職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

5 虐待等が発生した場合の対応

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

（1）虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

（2）事実確認

虐待等の相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。これら確認の経緯は時系列で整理する。

（3）事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

（4）発生後の町への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告する。

7 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度を説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 指針の公表

本指針は常時閲覧できるようホームページに掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年3月31日より施行する。